

広情個審第31号
令和7年6月27日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年9月26日付け広路計第45号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第385号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年9月26日付け広路計第45号の諮問事案（諮問第385号事案）

令和6年6月3日付けの情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月14日付け広島市指令路計第2号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する同月21日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消し、請求する文書の提出を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件開示請求の対象となる以下の文書は、いずれも工事金額・工期の変更に係るものであり、工事内容を変更せずに工事することは不可能である。

- ・ 5月24日より夜間掘削開始に係る「工事内容変更通知書」
- ・ 上記「工事内容変更通知書」に係る契約書
- ・ 契約年月日令和2年3月9日の契約書に係る「工事内容変更通知書」
- ・ 契約年月日令和2年7月31日の契約書に係る「工事内容変更通知書」
- ・ 契約年月日令和3年3月15日の契約書に係る「工事内容変更通知書」
- ・ 上記の契約工期令和4年7月12日以降の工事に係る「工事内容変更通知書」（上記夜間掘削開始に係る「工事内容変更通知書」を除く全て）

イ 広島市が公社を監督・指導すべき立場にありながら、本件開示請求に対して公文書を保有していないとして本件不開示決定をすること自体が不当である。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

請求人から情報開示請求のあった文書は、本市が資本金の出資等を行っている団体（指導調整団体）

である広島高速道路公社（以下「公社」という。）において実施している「広島高速５号線シールドトンネル掘削他工事」に係るものであり、発注者である公社と受注者において、請負契約工事の履行に関係するものであることから、本市が職務上作成する公文書には該当しない。

また、情報開示請求書に、具体的な文書の名称が記載されていたため、本市が職務上取得しているものがあるか確認したところ、該当するものはなかった。

したがって、本市において、作成及び取得していないことから、該当する公文書は不存在である。

なお、反論書に添付された資料６「平成２９年３月３１日付け工事内容変更通知書」については、令和４年１１月１５日付けで同請求人から公文書開示請求されたため、本市が開示決定通知（令和４年１１月２９日付け広島市指令路計第１５号）した文書の写しであり、令和４年１１月１５日付けの公文書開示請求時点において、本市が職務上取得していた文書である。

４ 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成１３年広島市条例第６号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

当審査会が見分したところ、本件開示請求において、請求人が請求する公文書（以下「本件公文書」という。）は、いずれも工事契約の内容変更に係るものである。

当審査会が実施機関に工事契約の内容変更に関する文書の公社からの取得について確認したところ、公社は広島市から独立した法人であり、事前に承認している指定都市高速道路（広島高速道路）の整備計画の範囲内であれば、基本的には個別の工事契約の内容変更等に関する報告を受けるものでなく、本件公文書に係る工事契約の内容変更は当該整備計画の範囲内であるとの説明である。

また、実施機関が請求人に対して令和４年１１月２９日付けで開示した文書（「平成２９年３月３１日付け工事内容変更通知書」）は、「広島高速５号線シールドトンネル掘削他工事」に関し、公社と受注者との間で認識の違いがあった件について、その経緯や原因の調査、再発防止のために設置された第三者委員会の調査報告書が公社から広島市に提出され、その添付資料として広島市が公社から取得した文書である、という特殊な事情によるものであるとの説明である。

これらの工事契約の内容変更に係る本件公文書を取得していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

以上により、「１ 審査会の結論」のとおりに判断する。

なお、請求人は、広島市が公社を監督・指導すべき立場にありながら、本件開示請求に対して公文書を保有していないとして本件不開示決定をすること自体が不当であると主張しているが、当審査会はこの点について判断する立場にはない。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 9 . 2 6	広路計第 4 5 号の諮問を受理（諮問第 3 8 5 号で受理）
R 7 . 3 . 1 4 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 4 . 1 0 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 5 . 8 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 6 . 1 2 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士